

砺波市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

砺波市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、地域住民の人口減少により耕作放棄地が増え、遊休農地の増加が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作を中心とした主穀作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう砺波市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積(B)	遊農地割合(B/A)
現状 (平成29年4月)	4,810ha	12.1ha	0.25%
3年後の目標 (平成32年4月)	4,780ha	10.6ha	0.22%
6年後の目標 (平成35年4月)	4,750ha	9.1ha	0.19%

【目標設定の考え方】

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は「ゼロ」を目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・ 農地パトロールや啓発・普及活動を適宜実施し、違反転用の発生防止・早期発見に努める。
- ・ 利用状況調査や利用意向調査を通じて、農地所有者に対する指導や説明、相談、活動を実施する。
- ・ 農業委員や農地利用最適化推進委員による日常活動等により、農地所有者の状況と農地の現状把握を行い、また、借り手農家の掘り起こしを図る。
- ・ 遊休農地の所有者に対して、将来における利用展望についての状況把握を行い、現状に応じて「非農地判断」を実施する。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (平成29年4月)	4,810ha	3,391.3ha	70.5%
3年後の目標 (平成32年4月)	4,780ha	3,824.0ha	80.0%
6年後の目標 (平成35年4月)	4,750ha	4,275.0ha	90.0%

【目標設定の考え方】

政府は「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策に基づき、今後10年間で全農地の80%を担い手へ集積することを目標としているが、富山県では90%を目標としている。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・ 県や市、JA等の関係機関と連携し、担い手農家や農地所有者の意向を把握したうえで、集積・集約化が必要な場合は、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用して、農地の利用集積を図る。
- ・ 農業委員や農地利用最適化推進委員による日常活動等により、実態を把握しながら農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業の活動普及に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
現状 (平成29年4月)	0経営体
3年後の目標 (平成32年4月)	1経営体
6年後の目標 (平成35年4月)	2経営体

【目標設定の考え方】

高齢化にともない、離農農家の発生が想定されるため、新規参入を促進する必要がある。

平成35年4月までに、2経営体の新規参入を図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・ 県や市、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、管内の農地の借り入れの意向のある経営体の把握に努める。
- ・ 企業の参入を見据え、関係機関と連携し、情報の共有を図り、貸借可能な農地の把握に努める。

4 その他

本指針の目標期間は、平成29年4月1日から平成35年3月31日までとし、その推進を確実なものとするため、状況に応じ取り組みを検討し、見直しを行うものとする。